

レセ電通信調 2 2 0 0 5 号

平成 2 2 年 4 月 1 5 日

レセプト電算処理調剤システム関係メーカー等 各位

支 払 基 金 / シ ス テ ム 部

国保中央会 / レセプト電算部

平成 2 2 年度調剤報酬改定等に伴う一包化加算及び湯薬の記録方法について

平成 2 2 年度調剤報酬改定等に伴い、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」（調剤用）が変更されたことにつきましては、レセ電通信調 2 2 0 0 4 号で連絡しましたが、今般の変更による一包化加算及び湯薬に係る記録方法については、別添のとおりとしていますので、お知らせいたします。

別添

平成22年4月改定における記録条件仕様の変更等に伴う記録方法

1 記録条件仕様の変更

(1) 調剤情報レコードの「一包化日数」の変更

平成22年4月調剤分以降で、当該処方Noの剤形が「1」(内服)且つ当該処方Noの医薬品が一包化加算の対象であった場合、実際一包化を行った日数を記録します。

なお、一包化日数については、一包化加算を算定した処方Noだけでなく、一包化を行ったすべての処方Noに一包化日数を記録します。

また、漸減療法等で当該処方Noの医薬品が一包化の対象外となった場合、一包化日数の記録は省略します。(例5の処方No.02を参照願います。)

(2) 調剤情報レコードの「前回までの一包化日数」の項目追加

内服薬を一包化し分割調剤を行った場合、2回目以降の一包化加算点数を1回目の調剤から通算して計算する必要があるため、前回までの一包化日数を記録する項目を追加し、「前回までの一包化日数」を記録します。

なお、分割調剤の1回目に一包化していなかった場合、前回までの一包化日数には「0日」と記録します。

2 一包化加算の加算料コードの記録

(1) 加算点数に対応した「一包化日数」が記録された調剤情報レコードに記録します。

(2) 漸減療法の場合の算定区分「3」の調剤情報レコードには記録できません。

(3) 一包化の対象であって、他の処方Noで加算料を算定するために一包化加算を算定しない処方Noには、加算料コードは記録しません。

3 記録条件仕様変更後の一包化加算の記録方法

【例1】 処方No.01と02の調剤数量が同一で、一包化を行った日数が同一の場合

一包化加算料の記録は、処方No.01又は02のいずれかに記録することができます。

処方No	受付回	調剤数量	算定区分	算定先No	分割区分	前回までの数量	一包化日数	前回までの一包化日数	一包化加算
01	【内服】1日3回毎食後服用								
	1	14	1	01			14		60点
	A薬 B薬								
02	【内服】1日1回朝食後服用								
	1	14	1	02			14		(記録可)
	C薬								

【例2】 処方No.01と02の調剤数量が不一致で、調剤数量と一包化を行った日数が不一致の場合

記載要領より、一包化加算料の記録は処方No.02に記録することとなりますが、処方No.01への記録も可能です。

処方No	受付回	調剤数量	算定区分	算定先No	分割区分	前回までの数量	一包化日数	前回までの一包化日数	一包化加算
01	【内服】1日3回毎食後服用								
	1	14	1	01			7		(記録可)
	A薬 B薬								
02	【内服】1日1回朝食後服用								
	1	7	1	02			7		30点
	C薬								

【例3】 処方ごとに調剤数量が不一致で、一包化日数に満たない調剤数量の処方がある場合

調剤数量を超える一包化日数は記録できません。

一包化加算は、加算点数に対応する一包化日数を記録した処方(処方No.1又は2のいずれか)に記録します。

下記事例においては、一包化加算60点の算定が可能ですが、処方3に一包化加算を記録した場合処方3に記録された一包化日数(7日)に対応する加算点数(30点)に補正されてしまいます。

処方No	受付回	調剤数量	算定区分	算定先No	分割区分	前回までの数量	一包化日数	前回までの一包化日数	一包化加算
01	【内服】1日3回毎食後服用								
	1	21	1	01			14		(記録可)
	A薬 3錠								
02	【内服】1日2回朝夕食後服用								
	1	14	1	02			14		60点
	B薬 2錠								
03	【内服】1日1回昼食後服用								
	1	7	1	03			7		(記録不可)
	C薬 1錠								

【例4】 漸減療法で一包化加算を算定する場合

漸減療法の場合、調剤数量を合算し調剤料を算定すると同様に、処方No. 01と02及び処方No. 03と04の「一包化日数」を合算して一包化加算料を記録します。

なお、漸減療法の一包化加算の記録は、算定区分「1」(処方No. 01又は03のいずれか)に記録します。また、例にはありませんが、算定区分「2」もしくは「4」の処方への記録も可能です。

処方No	受付回	調剤数量	算定区分	算定先No	分割区分	前回までの数量	一包化日数	前回までの一包化日数	一包化加算
01	【内服】1日3回毎食後服用								
	1	7	1	01			7		60点
A薬 6錠									
02	【内服】1日3回毎食後服用(No. 01の後、8日目から服用)								
	1	14	3	01			7		
A薬 3錠									
03	【内服】1日1回朝食後服用								
	1	7	1	03			7		(記録可)
B薬 1錠									
04	【内服】1日2回朝夕食後服用(No. 03の後、8日目から服用)								
	1	7	3	03			7		
B薬 2錠									

【例5】 漸減療法で服用時点が途中で変わり一包化対象外があった場合

例3同様に、処方No. 01と02と03の「一包化日数」を合算して一包化加算料を記録します。

なお、この場合の一包化加算の記録は、処方No. 01又は04のいずれかに記録します。

処方No	受付回	調剤数量	算定区分	算定先No	分割区分	前回までの数量	一包化日数	前回までの一包化日数	一包化加算
01	【内服】1日3回毎食後服用								
	1	7	1	01			7		60点
A薬 3錠									
02	【内服】1日2回朝夕食後服用(No. 01の後、8日目から服用)								
	1	7	3	01			(省略)		
A薬 2錠									
03	【内服】1日1回昼食後服用(No. 01、02の後、15日目から服用)								
	1	7	3	01			7		
A薬 1錠									
04	【内服】1日2回昼食後寝前服用								
	1	21	1	04			14		(記録可)
B薬 2錠									

【例6】 90日分の調剤を20日分、30日分、40日分の3回に分割調剤した場合

分割調剤の1回目(1~20日分)

一包化加算は、一包化日数から計算した点数(90点)を記録します。

処方 No	受付回	調剤数量	算定区分	算定先 No	分割区分	前回までの数量	一包化日数	前回までの一包化日数	一包化加算
01	【内服】1日3回毎食後服用								
	1	20	1	01	1		20		90点
A薬									
02	【内服】1日1回朝食後服用								
	1	20	1	02	1		20		(記録可)
B薬									

分割調剤の2回目(21~50日分)

2回目の一包化加算は、前回までの一包化加算料を減算して計算した点数を記録します。

一包化加算点数 = 240点(30日分 + 20日分) - 90点(20日分) = 150点

処方 No	受付回	調剤数量	算定区分	算定先 No	分割区分	前回までの数量	一包化日数	前回までの一包化日数	一包化加算
01	【内服】1日3回毎食後服用								
	1	30	1	01	2	20	30	20	150点
A薬									
02	【内服】1日1回朝食後服用								
	1	30	1	02	2	20	30	20	(記録可)
B薬									

分割調剤の3回目(51~90日分) 一包化加算は上限まで評価

3回目の一包化加算は、前回までの一包化加算料を減算して計算した点数を記録します。

一包化加算点数 = 270点(40 + 50日分) - 240点(50日分) = 30点

処方 No	受付回	調剤数量	算定区分	算定先 No	分割区分	前回までの数量	一包化日数	前回までの一包化日数	一包化加算
01	【内服】1日3回毎食後服用								
	1	40	1	01	3	50	40	50	30点
A薬									
02	【内服】1日1回朝食後服用								
	1	40	1	02	3	50	40	50	(記録可)
B薬									

3 湯薬の記録方法の変更

平成22年4月調剤分以降、湯薬に係る各項目は以下のとおり記録します。

- (1) 処方基本レコードの単位薬剤料は、内服薬に準じて1調剤1日分の薬剤料を記録します。
- (2) 調剤情報レコードの調剤数量には、投薬日数を記録します。
- (3) 医薬品レコードの使用量は、1日用量を記録します。
- (4) コメントレコードによる投薬日数の記録は不要となります。

【変更後の記録例】

処 方		単位 薬剤料点	調剤 数量	調剤報酬点数		
医薬品名・規格・用量・剤形・用法				調剤料	薬剤料	加算料
【湯】 1日3回食間		17	14	260	238	
01トウキ	4g					
02シャクヤク	6g					
03センキュウ	4g					
04ジオウ	6g					
05オウギ	12g					
06ブクリョウ	6g					
07ボタンピ	6g					
08サイコ	6g					
09ゲンジン	4g					
10ゴシツ	4g					
11シャゼンシ	4g					
12サンヤク	4g					
13サイシン	3g					

【これまでの記録例】

処 方		単位 薬剤料点	調剤 数量	調剤報酬点数		
医薬品名・規格・用量・剤形・用法				調剤料	薬剤料	加算料
【湯】 1日3回食間		235	1	190	235	
01トウキ	5.6g					
02シャクヤク	8.4g					
03センキュウ	5.6g					
04ジオウ	8.4g					
05オウギ	16.8g					
06ブクリョウ	8.4g					
07ボタンピ	8.4g					
08サイコ	8.4g					
09ゲンジン	5.6g					
10ゴシツ	5.6g					
11シャゼンシ	5.6g					
12サンヤク	5.6g					
13サイシン	4.2g					
投薬日数14日分						